

特 記 仕 様 書

委託業務番号 令和８年度 第１９８号
委託業務名称 第１プラント水処理用・脱臭用活性炭塔の充填剤引抜処分及び砂ろ過機等の充填剤引抜業務
委託業務場所 滋賀県長浜市湖北町海老江１０４９番地
湖北広域行政事務センター 第１プラント
委託業務期間 契約締結日の翌日から令和８年１２月２８日まで

第１ 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和７年１０月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和７年１０月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第２ 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第１条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第２条

１ 安全管理

- （１） 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- （２） 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- （３） 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- （４） 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- （５） 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、

規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	業務報告書	2
現場代理人等届	2	業務写真	2
施工計画書・工程表	2	業務完了届	2
廃掃法上必要な許可証（写）等	2	請求書	1
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

業務内容

第1 業務概要

本業務は第1プラント施設の水処理用活性炭吸着塔並びに低・中濃度脱臭用活性炭脱臭塔内の充填剤引抜処分と水処理活性炭塔内支持砂利及び砂ろ過機内充填剤の引抜作業をおこなうものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中の第1プラント施設での業務であり、高所作業及び酸素欠乏危険作業を伴うので、作業員の転落防止、器物等の落下事故等の防止及びその他関連作業の安全対策を講じるとともに、タンク内作業前には必ず酸素濃度を測定し安全を確認してから着手すること。また、タンク内作業中は、送風機を使い換気を充分に行うなど労務災害防止に万全を期すこと。

第3 業務内容

1 使用済み活性炭の取り出し

- (1) 水処理用：18.2 m³×2 基分
- (2) 脱臭用：低濃度 7.6 m³、中濃度 12.1 m³

2 使用済み活性炭の再生処理

1で抜き取った使用済み活性炭は、適正に再生処理すること。再生した活性炭は落札者が引き取ること。処理した内容がわかるものを提出すること。

3 支持砂利及び充填剤の取り出し等

- (1) 水処理用活性炭塔 2 基分支持砂利
- (2) 砂ろ過機充填剤（2 基分）
- (3) 取り出した支持砂利及び充填剤は施設内のセンターが指示する場所に置くこと。

第4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで（※履行期間内に完了検査を含む。）

第5 業務実施時期

業務実施時期については、履行期間が他業務（令和8年度第145号：第1プラント各槽各配管の清掃及び清掃汚泥の引抜並びに運搬処分業務）と重なることから、契約締結後第1プラント職員と十分打ち合わせを行い、決定するものとする。

第6 その他

- (1) 入札金額には、業務にかかる費用をすべて含めること。
- (2) 業務完了後において、完了報告書と作業中の写真を提出すること。
- (3) 本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- (4) 施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- (5) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- (6) 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。

